

## 試験所認定審査員の募集について

公益財団法人 日本適合性認定協会

本協会では、試験所等認定審査員及び技術専門家候補者の募集を行っております。

**【募集分野と審査員区分ごとの募集人員】**(○印のついた分野で募集を行っています。)

	主任審査員 ※1	技術審査員 ※2	技術専門家 ※3
校正分野	○ (2～3名)	○ (2～3名)	○ (2～3名)
電気試験分野	○ (2～3名)	○ (2～3名) ただしIEC 60601 及び/ 又は IEC 60068 の審査 ができる方に限ります。	○ 同左
機械・物理試験分野	○ (5～10名)	○ (5～10名) 鉄鋼・非鉄金属、コンク リート、プラスチック、複 合材料分野の試験経験の ある方歓迎	○ 同左
食品試験分野	○ (2～3名)	—	—
標準物質生産者分野	○ (若干名)	—	—
技能試験提供者分野	○ (若干名)	—	—

※1 主任審査員：単独で或いはチームの一員として試験所等の認定審査を行う力量を有する審査員。拡大審査、サーベイランス、臨時審査、フォローアップ審査においてマネジメントシステム範囲の審査が行え、チームリーダーとしての役割を果たすことができる。技術審査員の資格を有する主任審査員は、上記に加え資格付与された特定の分野において技術審査ができる。

※2 技術審査員：資格付与された特定の技術分野において、チームメンバーとして技術的要求事項の審査を実施する審査員。全てのタイプの審査(初回審査、更新審査、拡大審査、サーベイランス審査、臨時審査、フォローアップ審査)で技術審査が可能。

※3 特定の認定審査活動において認定審査員に対し技術的助言を行う力量を有する者。審査員資格を必要としない。技術専門家は単独で審査を実施できない(認定審査員の監督下で審査を行う)。

### 【選考手順】

- 主任審査員：書類選考、採用面接により候補者として採用いたします。その後、必要な教育訓練を行い、力量及び適正の評価を行って資格付与がなされます。
- 技術審査員：書類選考、採用面接により候補者として採用いたします。その後、必要な教育訓練を行い、力量及び適正の評価を行って資格付与がなされます。
- 技術専門家：書類選考、採用面接により候補者として採用し資格付与がなされます。

### 【応募資格】

それぞれの審査員のタイプによって、応募資格が分かれます。**別表**をご参照ください

## 【採用後の教育訓練】

- ① 主任審査員候補者：下記の 2 種類の研修を修了\*後に、実際の審査訓練(実地訓練)を受けます。この実地訓練の結果、力量、適性について合格と判断されると主任審査員として資格付与されます。

\*修了とは試験に合格することを意味します。

1) 審査技術研修(2 日間)

研修後のテストの結果、不合格の場合には、資格付与されません。ISO 9001 又は ISO 14001 審査員研修を修了している候補者はこの研修が免除されます。

2) JAB 試験所審査員研修コース(5 日間)

この研修は ILAC-G3 規定に基づく研修で、他の認定機関で同等の研修を修了している候補者はこの研修を免除することができる。

- ② 技術審査員：ISO/IEC 17025 等の審査員資格を有する候補者は必要に応じて審査にオブザーバー参加した後、技術審査員として登録され、審査に携わっていただきます。但し、ISO/IEC 17025 等の審査員資格を有する候補者であっても、技術専門家から訓練を実施する場合があります。

審査員資格を有しない方は、技術専門家として登録され、審査に携わって頂きます。その後、ISO/IEC 17025 試験所審査員研修(上記 2)を受講いただき、この研修の修了後に、実際の審査訓練(実地訓練)を行い、力量、適正を有すると判断されると技術審査員としての資格が付与されます。

- ③ 技術専門家：特に訓練はありません。審査経験のない方は、必要に応じオブザーバー経験の後、審査に携わっていただきます。

## 【提出書類】

応募の際には、次の 3 点の提出が必要です。

- ① 「経歴書」(様式 AF57)
- ② 認定審査員応募者事前確認シート(様式 AFL99)
- ③ 専門分野確認書 (ISO/IEC 17025 試験所認定の場合は AFL37)

各様式類については添付をご利用ください。

## 【応募方法】

上記の応募書類の電子ファイルを添付の上、下記の宛先へEメールにてお送りください。

公益財団法人日本適合性認定協会 業務部 審査員管理担当

E-mail: assessor@jab.or.jp (件名を「審査員応募」として下さい)

## 【応募期限】

募集人数に達した時点で締め切らせていただきます。

## 【問合せ先】

公益財団法人日本適合性認定協会 業務部 審査員管理担当

E-mail: assessor@jab.or.jp (件名を「審査員応募問い合わせ」として下さい)

電話での問い合わせには対応できませんので、ご了承ください。

別表 主任審査員・技術審査員・技術専門家の応募資格

項目	応募資格
年齢	原則70歳未満であること。
教育	<p><b>【主任審査員・技術審査員・技術専門家共通】</b>            科学／技術分野で高等学校卒業を超える資格(高専、短大、専門学校、大学など)がある。ただし、この資格がない場合でも、関連する専門分野での広範な経験があればその資格に代えることができる。その後も十分な訓練を継続して受けていることが望ましい。</p>
業務経験	<p><b>【主任審査員、技術審査員】</b>            技術分野で少なくとも4年間の経験がある。その内の2年間は試験所活動に係わる品質マネジメント、品質保証、品質システム監査又は環境マネジメントシステム監査の経験がある。また、別の2年間は試験所での試験又は校正の経験があることが望ましい。ただし、研究・開発・設計・製造など関連技術分野で十分な知識・経験が得られたと本協会が認める場合は、上記全てと同等の経験があるとみなす。日常の技術分野での業務に係わる管理において、広範囲で最新の経験があることが望ましい。なお、経験年数はこの分野の複雑さ及び高度さに応じて、この年数を増減又は減免することができる。</p> <p><b>【技術専門家】</b>            専門分野での試験又は校正の少なくとも4年間(10年以上が望ましい)の経験がある。その内の2年間は認定審査対象分野の経験がある。            日常の技術分野での業務に係わる管理において、広範囲で最新の経験がある。試験所又は校正機関で2年間は、運営に係わるマネジメントの経験、品質保証システムの開発及びその実施経験、又は審査補助の経験があることが望ましい。            なお、経験年数はこの分野の複雑さ及び高度さに応じて、この年数を増減又は減免することができる。</p>
専門知識及び応用力	<p><b>【主任審査員・技術審査員】</b>            広い観点から、認定審査対象の試験所における複雑な運用を理解し、組織内の個々の集団の任務を理解するために、専門知識の幅が広いことが望ましい。特に、審査用語及び業界用語が分かり、業界固有の仕組みのあるべき姿が判っていることが望ましい。            統計手法又は品質管理手法を適切に使用できることが望ましい。</p> <p><b>【技術専門家】</b>            特定の試験若しくは校正、又は認定申請のある試験若しくは校正の種類についての専門知識がある。不確かさの推定や技能試験結果の分析ができる。また、該当する場合には、関連するサンプリング手順についての専門知識を併せ持っている。特に、審査用語及び専門用語が分かり、この分野固有の仕組みのあるべき姿が判っている。            広い観点から複雑な運用を理解し、組織内の個々の集団の任務を理解するために、専門知識の幅が広い。また、関連する法令、規格、指針等に対する知識がある。統計手法又は品質管理手法を適切に使用できる。</p>
専門分野での活動実績	<p><b>【主任審査員・技術審査員】</b>            専門分野での学協会活動等の実績があることが望ましい。</p> <p><b>【技術専門家】</b>            専門分野に関する論文発表などがあり、専門分野の試験又は校正に係わっている。</p>

<p>審査員資格又は研修コースの修了</p>	<p><b>【主任審査員・技術審査員】</b>  ILAC MRA署名認定機関のISO/IEC 17025認定審査員資格を有する場合は、認定証あるいは登録証などのコピーを提出いただきます。  (必須ではありません)</p> <p><b>【技術審査員】</b>  ILAC MRA署名認定機関が実施するISO/IEC 17025認定審査員研修コース(5日間)、又は本協会が実施するISO/IEC 17025審査員研修コース以外の審査員研修コース(該当する認定プログラム別)を修了している場合は、修了証のコピーを提出いただきます。(必須ではありません)</p>
<p>コミュニケーションスキル</p>	<p><b>【主任審査員・技術審査員・技術専門家共通】</b>  口頭及び文書で効果的に意志の疎通ができる。また、適切な個人的特質を有している。理解力、応用力がある。</p>
<p>その他</p>	<p><b>【主任審査員・技術審査員・技術専門家共通】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 認定審査の過程で問題を起こさない、一般のビジネス実務の知識がある等。</li> <li>- 少なくとも1つの外国語に堪能で、国際性を持っていることが望ましい。</li> <li>- PCを使った一般的なビジネスソフト(Microsoft Word, Excel, メールソフト, ブラウザ等)の基本操作ができること。</li> </ul> <p>ウェブ環境にアクセスし、本協会及び被審査機関と電子ファイルのやり取りができること。</p>

標準物質生産者審査員の場合は、「試験」を「標準物質生産又は試験」、「試験所」を「標準物質生産者又は試験所」と読み替える。

技能試験提供者審査員の場合は、「試験」を「技能試験提供又は試験」、「試験所」を「技能試験提供者又は試験所」と読み替える。

以上